

令和6年度第3回船橋市青少年問題協議会

資料

資料1．自撮り画像被害防止アプリの導入・啓発の検討について

(総合教育センター)

(P 1～3)

資料2．不登校の現状と来年度への展望について

(児童・生徒サポート室)

(P 4～7)

資料3．スクールガード制度の現状と課題について

(保健体育課)

(P 8～11)

資料4．給食の廃棄野菜類の活用について

(保健体育課)

(P 12)

資料5．自転車のヘルメット着用率向上のため、実践しうまくいった事例について

(市民安全推進課)

(P 13)

資料6．「船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金」の進捗状況等について

(市民安全推進課)

(P 14)

資料7．船橋市児童相談所の設置について(進捗報告)

(児童相談所開設準備課)

(P 15～16)

(事務連絡) 令和7年度青少年関係事業実施計画・令和6年度実績報告書の作成について

(青少年課)

令和 7 年 2 月 5 日
船橋市総合教育センター

船橋市青少年問題協議会

自撮り画像被害防止アプリの導入・啓発の検討について

(小出委員からの提案議題要旨)

- ・児童ポルノ関連の被害に遭った未成年者の記事によると、自撮り画像に伴う被害が最も多い。
- ・愛知県警が民間と共同で、スマートホンアプリ「コドマモ」を開発している。
- ・このアプリは、子どもの下着姿など「わいせつ」と判断される画像を撮影・保存すると、人工知能が感知して、子どものスマホには削除を促し、保護者のスマホには通知が行く仕組みとなっている。
- ・市としてコドマモアプリの周知と啓発を行ってはどうか。
- ・また、学校内外での性的な自撮りや盗撮防止のため、学習用タブレット端末にコドマモアプリの導入を検討してはどうか。

1 1 人 1 台端末における対応

- (1) 船橋市の 1 人 1 台端末には、そもそも児童生徒が危ないサイトに近づくことができないように、フィルタリング機能を導入してある。
 - ・性的なサイトや知らない相手とやり取りができるようなサイトはブロックしてある。
 - ・あまり制限を強くしてしまうと、学習で必要なサイトまでブロックされてしまう。
- (2) 夜間の制限について
 - ・中学校 (Chromebook) : 22 時～5 時の間は通信ができない。
 - ・小学校 (iPad) : 保護者の任意で使えない時間帯を設定できるようにしてある。
- (3) 今後は、フィルタリングのさらなる強化や端末の設定の見直しを検討している。

SNS上で子どもが狙われる 児童ポルノ事犯などの 深刻な性被害が増加中

○児童ポルノ事犯の被害児童は小中高生で78.9%※

○被害内容は児童が自撮りした画像に伴う被害が33.5%※

※令和5年愛知県警での認知



子どもたちの心と未来を守るため
産・官・学が連携して
自撮り画像被害防止アプリ
コドマモを開発!

児童による性的な自撮り被害が増える中、愛知県警が2021年秋に被害防止策について
起業家を育成するプロジェクト団体「Tongali」に相談。

社会課題解決を講義でも扱っていた藤田医科大学が名乗りをあげ
アプリ制作を行っているAdoraとともに開発に至りました。



プロジェクト全般について

藤田医科大学 産官学連携推進センター

TEL. 0562-93-9866

Email san-ren@fujita-hu.ac.jp

アプリのご利用やご質問について

Adora株式会社

TEL. 050-1808-0466

Email contact@adora-app.com

<https://www.kodomamo.com/>

犯罪対策等について

愛知県警 警察本部 少年課

TEL. 052-951-1611 (代表)



“送る、を止めれば”
“未来、は守れる”

子どもを
被害者にも
加害者にも
させない!



コードマモ

子どものわいせつな自撮りをAIで無料で検知

1. アプリの使いすぎをSTOP
2. 危険なチャットをAIがお知らせ
3. 歩きスマホをブロック
4. アンインストールを防止
5. 性的な自撮りをブロック
6. 子どもの現在地をチェック

コードマモの
POINT!

コードマモの仕組み

わいせつな自撮りが
撮影されたら…

わいせつな自撮りを
AIが自動感知

子どもに
削除を推奨

親のスマホにも
すぐに通知

コードマモに 期待される効果

犯罪を減らす
抑止力に

親子の対話を
促進する仕組み

子どもが加害者に
なることを予防

学校配布の学習用タブレット端末に
インストールすることで、
学校内の性的な自撮り・
盗撮を防ぐことができます



**アプリ
使いすぎ
STOP**



どんなスマホアプリでもスクリーンタイム(利用時間)を
カンタンにコントロールできる機能です。

保護者側であらかじめ設定すると設定時間に
子どものスマホアプリが自動的に
ブロックされて使えなくなります。



**危険な
チャット
SOS**



子どもが利用するSNSやDMなどチャット上の会話を見守る機能です。個人情報の流出やいじめ、
犯罪に巻き込まれていないかAIが自動チェックします。
トラブル遭遇の際、早期の把握や対応に役立ちます。

※お子さんのスマホがAndroidの場合のみ対応



**ながら
スマホ
ブロック**

歩行中はアプリの使用を制限し
て、危険な歩きスマホによる
事故からブロック

※お子さんのスマホがAndroidの場合のみ対応



**アンインストール
防止**

子どもが自分でアプリを
削除しないよう防止する
機能です

コードマモホームページは
こちらから

Adora株式会社



「コードマモ」アプリ
ダウンロードはこちら

※本アプリは一部有料機能があります
有料機能

3

出典：愛知県警ホームページ

Google Play
からダウンロード



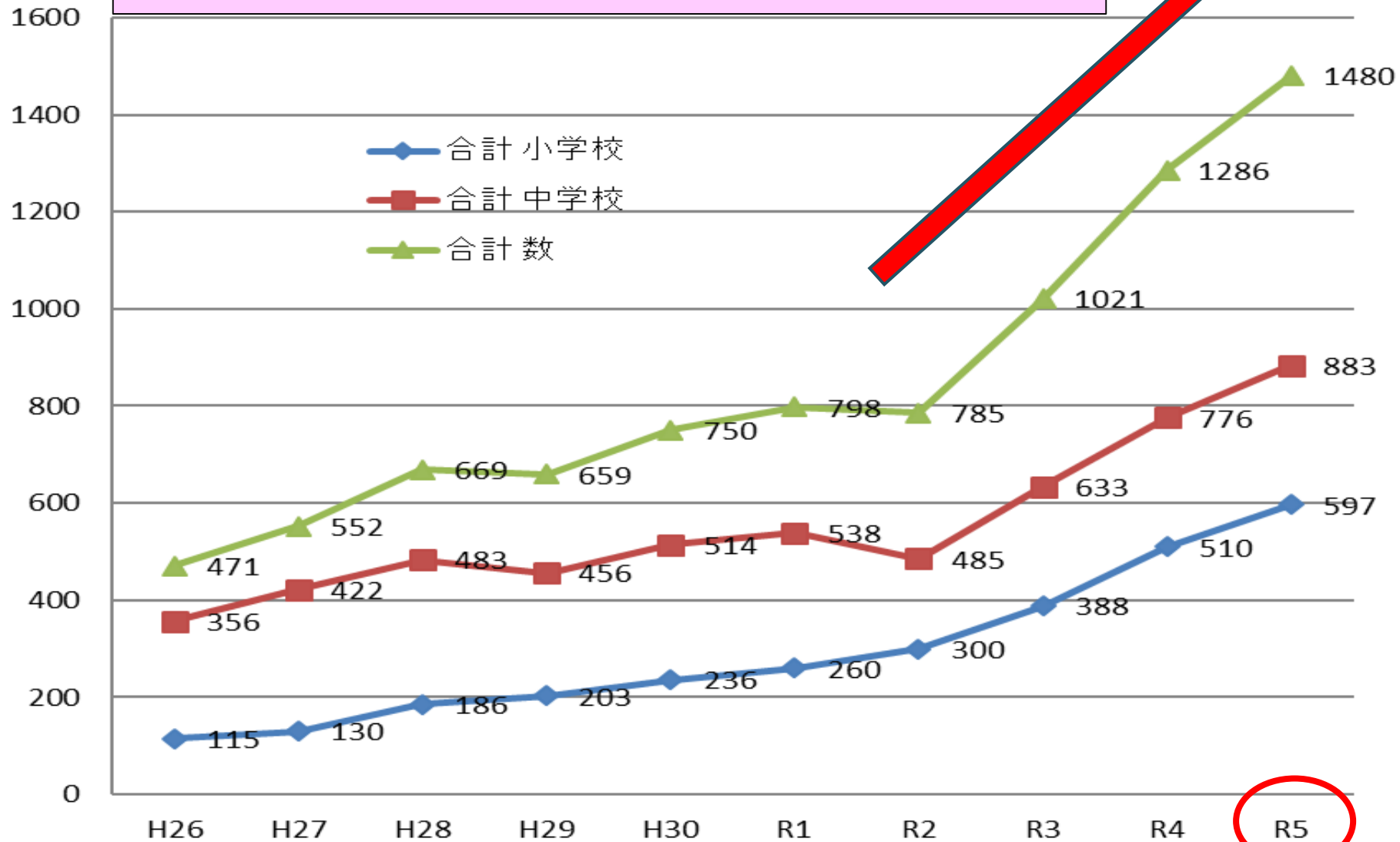
App Store
からダウンロード



不登校の現状と来年度への展望について

資料 2

不登校児童生徒数の推移（船橋市）



R5 年度

合計
1,480人

中学校
883人

小学校
597人

一人一人のニーズに応じた多様な学びと生活の場

学校

6年度
から

全市立小・中・
特別支援学校に設置

校内教育支援センター

自分のクラスには入りづらい児童・生徒が、落ち着いた場所で自分に合ったペースで学習・生活したいときに利用できます。学校内の空き教室等を活用し、一人一人の特性や能力、興味や関心に応じた柔軟な学習を行うことができます。利用等については、在籍する学校へご連絡ください。



▲児童・生徒がそれぞれの状況に応じた学習等を行えます
(写真はサポートルーム「ひまわり」)

小集団の中で
学べる

教育支援センター (サポートルーム)

平成8年に峰台小学校の敷地内に開設した「ひまわり」に続き、6年度から新たに、古和釜中学校内に「すずらん」を開設しました。市内の児童・生徒であれば誰でも利用でき、小集団での生活を軸に、社会的自立に向けた個別学習やグループ活動、体験活動等を行っています。午前・午後・1日のコースがあり、保護者との個別相談や保護者会も実施しています。

問総合教育センター
☎ 422-7734

自分のペースで
学習・活動

ふれあい 「夢のふなっこ」

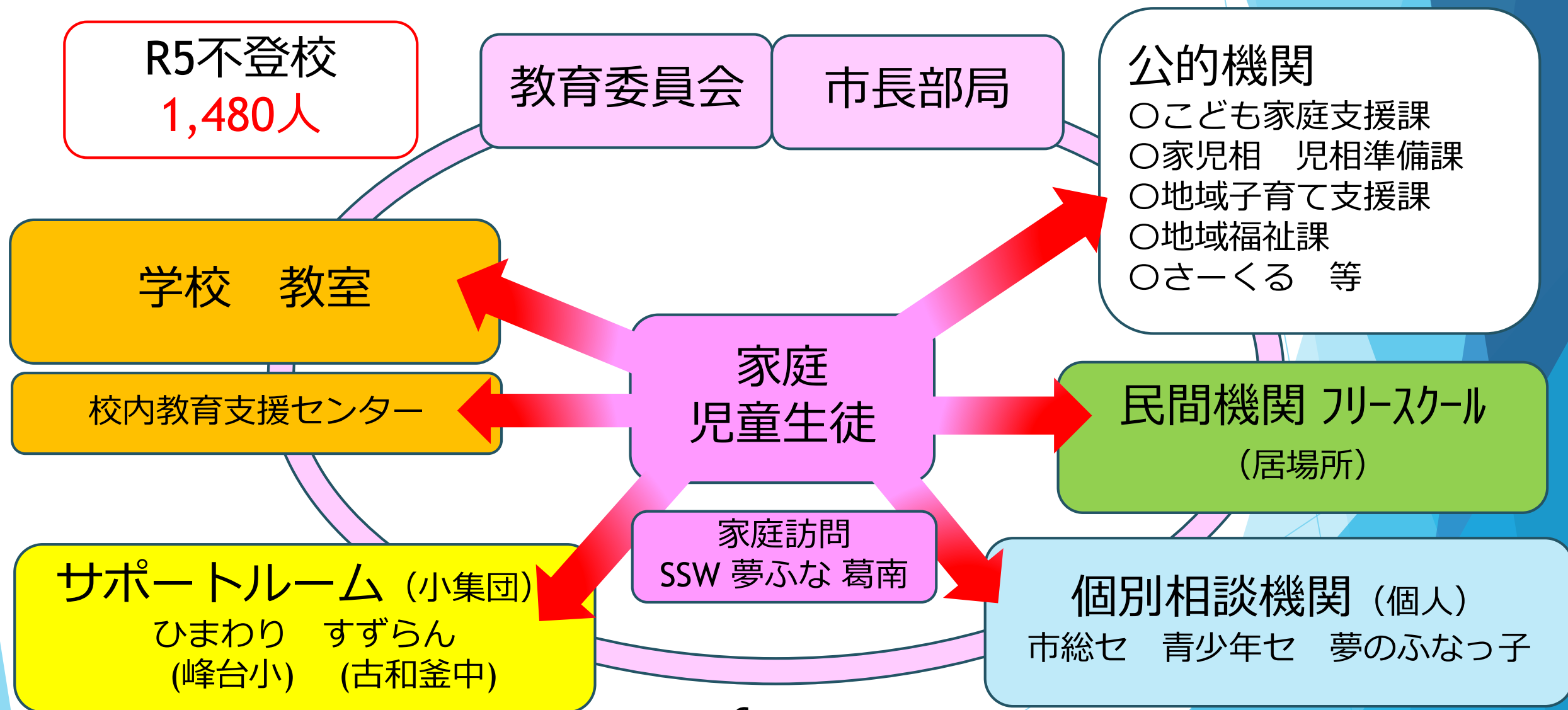
学校やサポートルーム等へ通えずにいる児童・生徒が、将来の夢と希望を持ち、個性・能力に応じた学習や興味のある活動が行えるよう、平成15年から青少年会館内に開設しています。一人一人の状況に応じて、スポーツ、音楽などを中心とした体験活動を行います。

問総合教育センター
☎ 422-7734

行政

NPO
民間

児童生徒 居場所支援



・不登校支援リーフレット（指導課）

学校が苦手な児童生徒の保護者の方へ
不安や困りごと、ありませんか？

船橋市 不登校相談リーフレット



学校に行きたがらない

- 学校から帰ってくるといつも疲れている
- 学校に行こうとすると頭やお腹が痛くなる
- 家や自分の部屋から出たがらない

子どもへの接し方が分からない

- 子どもに学校に行くよう働きかけてよいのか
- 学校に行かない理由を聞いてよいのか
- 理由を聞いてもよく分からない／答えたがらない
- 家庭学習を続けるべきか
- 誰にも相談できない

心配な状態が続いている

- ゲームやSNSに没頭して昼夜逆転している
- 学習の進度が遅れ、学校の授業についていけない
- このままでは、将来、進学や就職できないのでは

一人で悩まないでください。

不登校は誰にでも起こり得ることです。
お子さんや保護者の方の周りには、行政・民間の様々な支援の輪が広がっています。このパンフレットでは、不登校等学校が苦手なお子さんの保護者の方の相談先などについてご紹介します。

令和6年 船橋市教育委員会学校教育部指導課

不登校児童生徒の学びの場・居場所

フリースクール等の民間施設

不登校の子どもが自分のペースで学習や興味のある活動を行う民間施設です。
下記は令和3・4年度に市内の小中学生が利用し、出席扱いとなった県内の施設です。
施設によって活動が異なるため、利用する際は学校と面談を行う場合があります。

名称	連絡先
NPO法人学校支援 さざんかの会 ふれあい 夢のふなっこ	TEL : 047-434-6811 住所 : 船橋市若松3-3-4(青少年会館内) URL : https://www.city.funabashi.lg.jp/shisetsu/bunka/0002/001/0002/p009407.html

不登校の保護者の会

不登校の子どもたちの保護者が、情報交換や不安・悩みを共有することができます。
(下記は令和5年9月現在で船橋市教育委員会が把握している船橋市にある親の会となります。)

名称	連絡先
市民活動団体 Carry The Right And The Light 子どもの権利と輝きを伝えよう	Eメール : carryrlchiba@gmail.com 住所 : 船橋市海神2-9-24 URL : https://carryrl.wordpress.com/
不登校で悩む親御さんのための おしゃべりば in 北習志野	TEL : 090-4846-1496 住所 : 船橋市習志野台2-49-14(主な活動場所) URL : https://sites.google.com/view/oshaberiba



スクールガード制度の現状と課題について

1 スクールガード事業について

(1) スクールガードの沿革

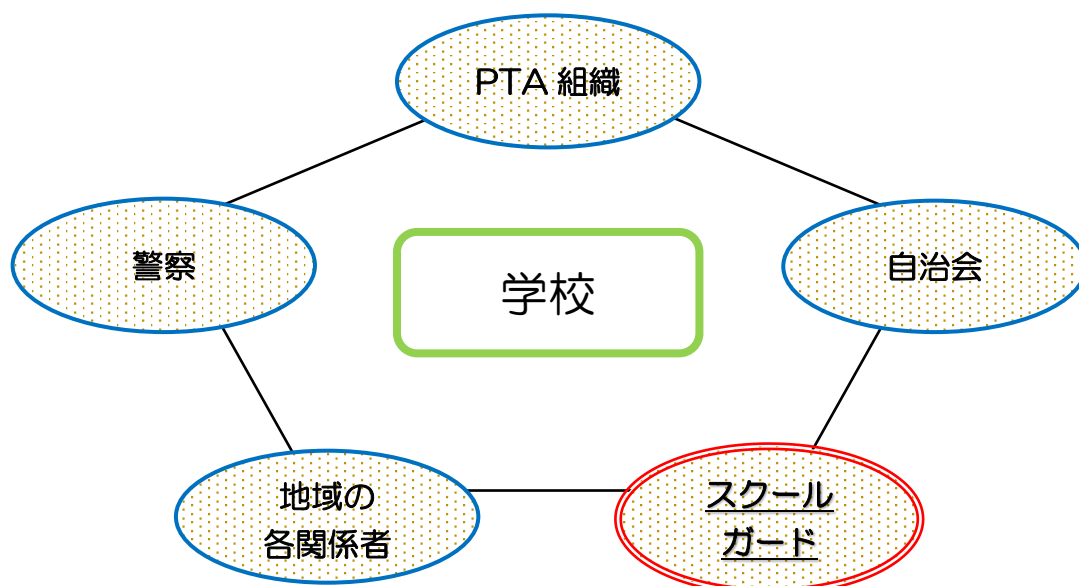
平成 17 年に全国で子供が犠牲になる悲惨な事件が相次ぎ、子供たちの安全が脅かされました。そのような中、平成 18 年 1 月に、教育委員会に児童・生徒防犯対策室（現在の児童・生徒防犯安全対策室）が設置され、子供の見守り活動に行政からも積極的な協力支援を行うこととなりました。この取組の一環として、「登下校時の子供たちが犯罪に巻き込まれないように、地域の皆様の目で見守り活動をしていきましょう」という考えから、平成 18 年 9 月に開始されたのがスクールガード事業です。

全市的な活動として、全ての市立小学校区で一斉に取り組むことで、「市全体が子供たちを見守っている」ことをより強調しています。

また、平成 19 年 7 月には、船橋市犯罪のないまちづくり条例（平成 19 年船橋市条例第 10 号）が施行され、「市、市民、自治会等及び事業者の役割を明確にし、防犯に対する意識の向上を図り、市等が一体となって犯罪の防止に取り組むことにより、安心して生活できる地域社会の実現に寄与すること」が明記されました。

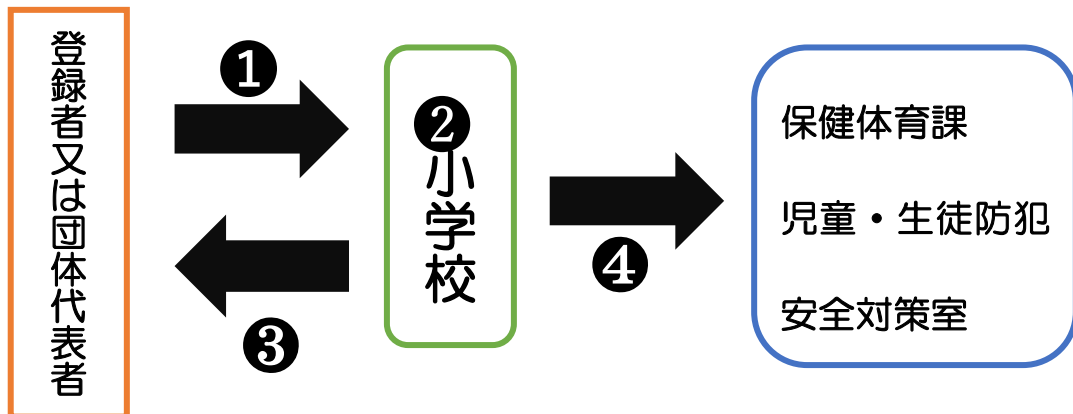
(2) スクールガードの仕組み

スクールガードは、各小学校単位で登録を行います。小学校を核とすることで、地域の実状に合わせた、スクールガード・保護者・地域の方々の「お互いの顔が見える」連携が取れたパトロールが可能となります。



(3) スクールガード登録について

- ① 登録する本人又は団体の代表者が、活動を行う学区の小学校へ「スクールガード登録用紙」を提出する。
- ② 提出を受けた学校は、登録内容を確認し、受け付ける。
- ③ 登録者に腕章と帽子を貸与する。
- ④ 「スクールガード登録用紙」を保健体育課 児童・生徒防犯安全対策室に送付する。

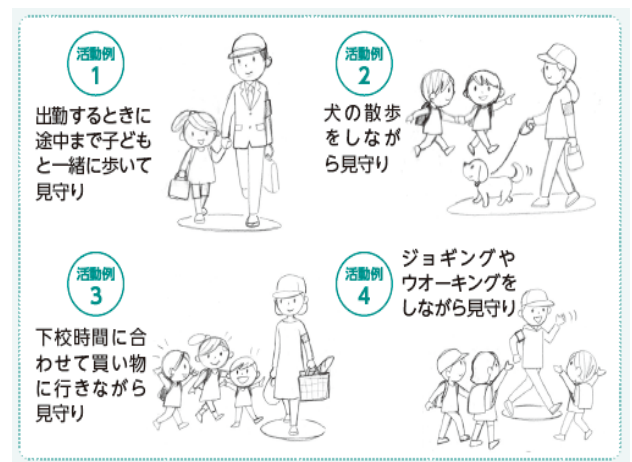


(4) 活動方法について

腕章と帽子を着用し、子供たちの登下校の時間（午前7時～8時前後、午後2時～4時前後）を中心に通学路や近くの公園などをパトロールしながら、子供たちを見守る活動を行います。

通勤時や犬の散歩、買い物などの日常生活で行う、ながら活動を推奨しています。

子供たちに「おはよう」、「こんにちは」など気軽に声をかけながらの活動をお願いしています。



(5) 期待される効果

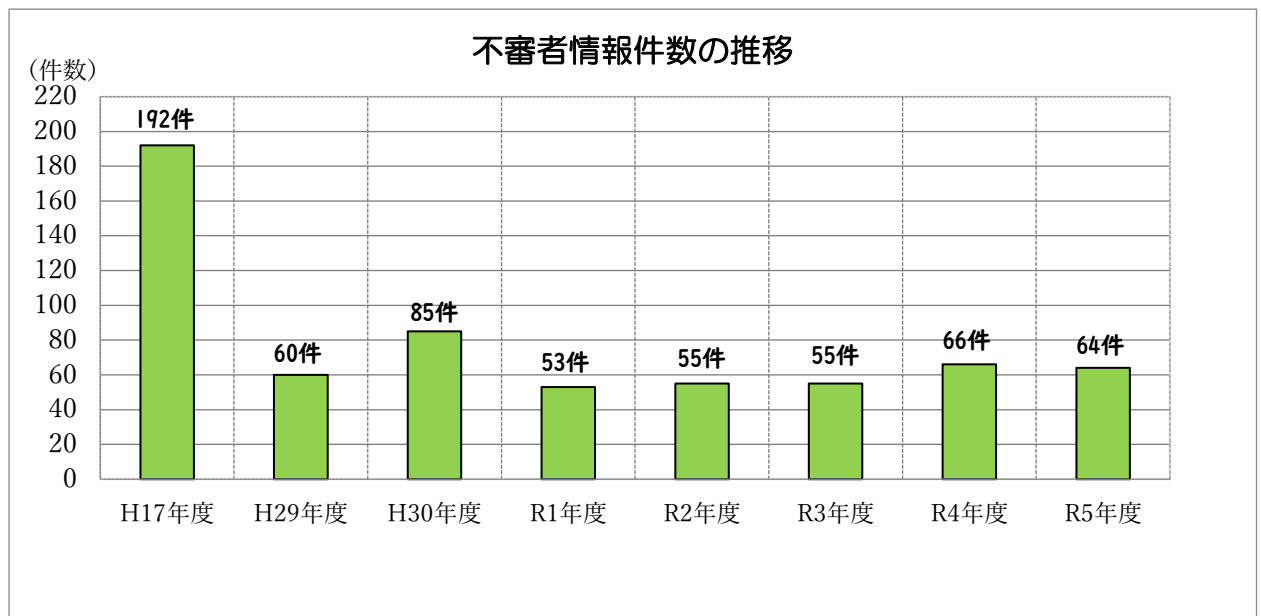
どんなに防犯対策を強化しても、完璧な防犯ができるものではありません。しかし、不審者被害に遭うのは、子供が一人きりになったときや、人目に付かない場所であることが多いことから、「人の目で犯罪を抑止する」スクールガード活動は、とても効果があると考えられます。

いつでもどこでも地域の方々が子供を見守っている環境が整えば、犯罪を未然に防ぐことが可能になり、安全性の向上につながります。

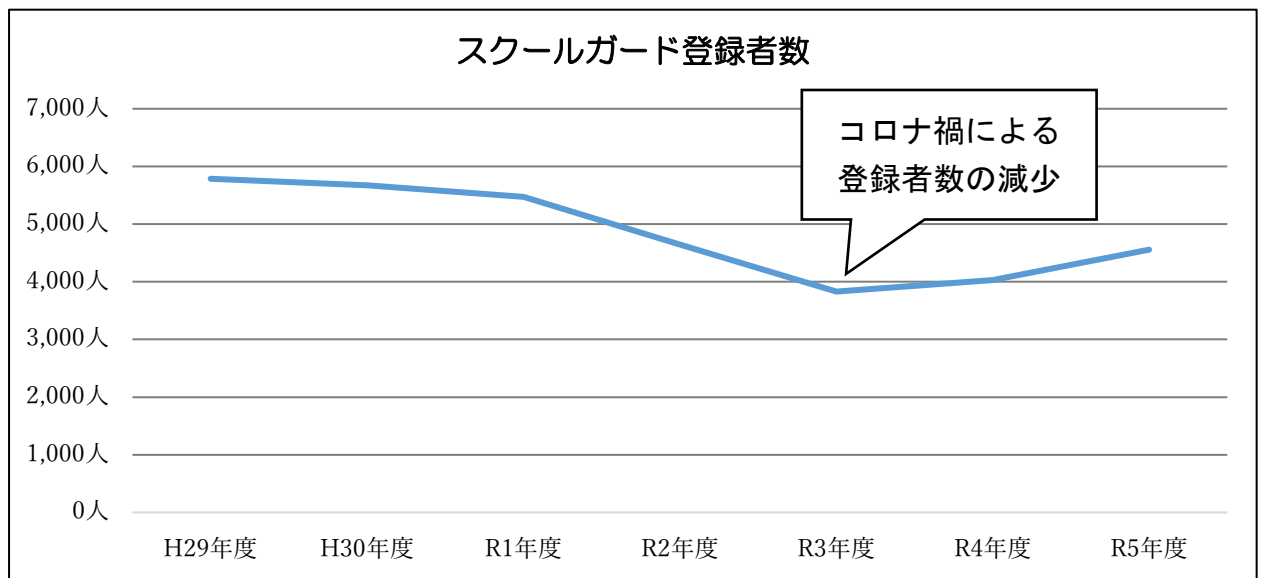
2 現状と課題について

(1) 現状

(ア) 不審者情報件数の推移について



(イ) スクールガード登録者数について



(2) 課題及び取組

★スクールガードを増やすための取組★

- ① 小学校1、2年生の保護者へリーフレット「子供見守り活動ボランティア『スクールガード』にご協力をお願いします!」を配付。(4月頃)
- ② 全小学校の保護者へ「保護者による子供見守りボランティア『スクールガード』を募集しています!」を配付。(12月頃)
- ③ ホームページを一新し、登録用紙をホームページからダウンロードできるようにしました。

④ 地域新聞や広報ふなばし等にスクールガードの募集と活動内容を掲載。

(3) 活動中のトラブルについて

スクールガードの活動に対する問い合わせや意見がありました。そのため、令和5年10月に各小学校を通じてスクールガードの方々に「スクールガード活動の注意点」を配付しました。

●スクールガード活動中の主な事案とお願い●

- ① 子供が横断歩道にいたため、自動車を停めた。
- ② 信号が黄色になった直後に侵入してきた自動車が進まないよう道路に立ち、通行を停めた。
- ③ スクールゾーンに入って来た車両を注意した。

スクールガード活動は、不審者被害を抑止することを目的としたボランティア活動です。走行中の車両を止めることやスクールゾーンに侵入してきた車両を注意する等の権限はありません。車両が通り過ぎてから横断するよう促したり、子供の安全を確認して通行するよう誘導したりしてください。

- ④ 誘導灯や横断旗で車両に傷をつけてしまった。

車両を止めるようなことはしないように活動してください。誘導灯や横断旗は子供の安全を守るためにご使用ください。

- ⑤ 子供に必要以上の強い指導や不必要な言葉かけをしてしまい、子供が怖がった。

スクールガード活動では、スクールガードは子供が気持ちよく過ごせるように「おはようございます」「いってらっしゃい」などの挨拶を中心をお願いします。

- ⑥ 近隣で一緒に活動している保護者やスクールガードに対して、指示や命令を多くしてしまい、関係が悪くなった。

みなさん、子供の安全を守る志で活動されています。コミュニケーションを取り、気持ちよい活動になりますようご配慮ください。

- ⑦ スクールガード活動が、歩行者や自動車の通行の邪魔となった。

子供の安全も大切ですが、一番は活動されている方の安全です。ご自身で安全確認をしていただき、歩行者や自転車、自動車等の通行の妨げにならないよう活動ください。

令和 6 年度第 3 回船橋市青少年問題協議会 資料

保健体育課

給食の廃棄野菜類の活用について

給食の野菜類の廃棄について、こども食堂に渡す等、利用できるところに渡せないか検討してほしい。

急な休校等に伴う給食中止の際の食材の取り扱いについては、翌日以降で使用できる場合には、そのまま給食室で適切に保存し使用しています。また、納品前に給食中止が決まった場合には、納入業者が食材を別の販売先に販売するなどし、廃棄せずに済むこともあります。

気象警報発令による給食中止で市および学校が納入業者に引き取りを依頼することはありませんが、食材の納入業者が引き取りを希望する場合があります。一例として、野菜の流通量が少なく、入手のための労力が大きい、または入手できないことが想定される場合などは、納入業者が納品済みの野菜を引き取ることがあります。この場合も、食材を廃棄せずに済ませることができます。

一方、翌日以降に使用できない場合、また翌日以降の納品のための場所（特に冷蔵庫・冷凍庫の保管場所）が確保できない場合には、やむを得ず廃棄することがあります。

当課としても貴重な食材を大切にし、廃棄量をできる限り少なく抑えたいと考えています。子ども食堂等、希望のあった施設での食材の使用を想定した場合の検討事項を洗い出しました。

つきましては、今後、以下の検討事項について、関係課の意見を確認しながら調査研究してまいります。

検討事項

- 1 保護者が負担している給食食材を子ども食堂等に渡すことについての制度等の変更
- 2 学校給食中止時における学校・保健体育課・子ども食堂等の情報発信とマッチングの方法
- 3 子ども食堂等と保健体育課が必要とする情報連携
(施設名、担当者名、連絡先、申込期限、受取時刻、受取場所、食材名、
食材の賞味期限・アレルギー情報・保冷の必要性、食材を入れる容器の有無など)
- 4 食材に関連する食中毒等の事故が発生したときの責任の所在

令和6年度第3回船橋市青少年問題協議会資料

令和 7 年 2 月 5 日
市民生活部市民安全推進課

(報告)自転車のヘルメット着用率向上のため、実践しうまくいった事例について

(1)事例

自転車のヘルメット着用率向上のため、実践しうまくいった事例はありません。

(2)自転車のヘルメット着用率向上のために取り組んでいること

- ・自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業
- ・自転車交通安全教室(小学校4年生)
- ・スケアード・ストレイト自転車交通安全教室(中学生)
- ・まちづくり出前講座や寿大学における交通安全教室(成人)
- ・街頭活動でのチラシ配布や各種SNSでの、自転車ヘルメット着用の周知

問い合わせ先:市民安全推進課 047(436)2290

令和6年度第3回船橋市青少年問題協議会資料

令和 7 年 2 月 5 日
市民生活部市民安全推進課

(報告)令和6年度第1回船橋市青少年問題協議会で報告させていただいた
「船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金」の進捗状況等について

自転車乗車中の交通事故の被害軽減に向け、令和6年9月2日(月)から申請受付を開始した自転車乗車用ヘルメット(以下「ヘルメット」)の購入者に対する補助事業の進捗状況を報告します。

1 申請件数

令和6年12月末時点でおおよそ4,600件

2 申請受付期間の変更

(1)当 初:令和6年9月2日(月)から令和7年1月31日(金)まで

(2)変更後:令和6年9月2日(月)から令和7年2月21日(金)まで

*その他の補助対象や補助件数、補助金額等については変更ありません。

3 その他

令和6年7月に実施した警察庁の自転車ヘルメット着用率調査では、千葉県は6.5%で全国ワースト2位

問い合わせ先:市民安全推進課 047(436)2290

船橋市児童相談所の設置について

船橋市では「船橋の全ての子どもたちの安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点」として、市児童相談所開設に向けた取り組みを進めています。

1. 主な経緯と進捗状況

令和 3 年 4 月	整備地及び敷地面積を決定
令和 3 年 7 月	「船橋市児童相談所基本構想」を策定
令和 3 年 11 月	開設時期と整備スケジュールを決定
令和 4 年 3 月	「船橋市児童相談所新築工事基本・実施設計」に着手
令和 5 年 9 月	実施設計完了
令和 6 年 6 月	工事契約議案の可決・工事契約の締結
令和 6 年 7 月	工事開始
令和 8 年 3 月	竣工（予定）
令和 8 年 7 月	開設（予定）

2. 現在の状況と今後の予定

施設整備

当初の予定では令和 8 年 4 月の開設に向け、令和 6 年 3 月に工事契約を行う予定で進めておりましたが、入札の不調により、令和 6 年 4 月に改めて入札の公告を行いました。6 月 28 日に工事契約を締結し、7 月から建設工事に着手しており、現在は基礎工事を行っています。竣工は令和 8 年 3 月を予定しています。

人材確保・育成

児童相談所に必要な職員は、多岐・多数にわたることから、総務部と協議のうえ開設までの研修期間等を考慮して計画的な配置（採用）を進めています。また、他自治体への派遣研修等による人材の育成については、令和 6 年度より職員の派遣先の更なる拡充を行い、令和 6 年 10 月現在、11 自治体に 33 名の職員の派遣を行っています。

千葉県との協議

児童相談所設置中核市として、県より移譲される 350 項目程度の業務について、適正に引き継ぐことができるよう庁内各課において協議・調整を行っています。

また、人事交流や事務引き継ぎ、社会的擁護に関する里親や入所施設に関する事項など様々な事項について、県と市で検討する必要があるため、県市児童相談所設置検討会議を設置し、継続的に協議を行っています。

政令指定の要請

中核市が児童相談所を設置するには、政令を改正し児童相談所設置市に指定される必要があります。そのため、令和7年1月14日付けでこども家庭庁に対し本市を児童福祉法に規定する児童相談所設置市として政令で指定することを要請しました。

3. 市児童相談所整備概要

建 設 地：船橋市若松2丁目3番61号 ※JR南船橋駅から徒歩6分
敷 地 面 積：3,086.21 m²
構 造 / 規 模：鉄筋コンクリート造 地上3階 延べ面積：3,615.61 m²
一時保護所定員：32名

【周辺図】



【完成イメージ図】



令和 5 年度 青少年関係事業実績報告書

青少年課

重点 目標	(1)1 青少年の交流と体験活動を通じた仲間づくり (2)1 健全な家庭生活と親子のふれあいの推進 (4)2 家庭・地域・学校等の連携手段の構築							
	目 的	実 施 事 業	実施時期	実 施 内 容	目標値	実績値	達成度	総 合 評 価
(1)1	青少年団体と一般参加の子供たちが交流し仲間づくりを図る。	第56回船橋市青少年交歓大会	10月29日	運動公園にて船橋市・船橋市教育委員会・船橋市少年少女団体連絡協議会・船橋市青少年相談員連絡協議会・船橋市国際親善の会で実行委員会を組織し、各団体の子供たちと一般参加の子供たちが一堂に会し、スポーツなどのイベントを通して交流を深める。	10,000人	5,036人	C	船橋市運動公園において、他の青少年に関わる団体と連携・協力し、リアル野球盤、モンキーブリッジ、軽スポーツ、消防車写真撮影、巨大だるま落としなどを行い、青少年の交流を深めることができた。
(1)1	他の地域の青少年との交流を体験し、豊かで健全な心身を培う。	船橋市・津別町青少年交流事業	8月6～9日	船橋市の子供たちが津別町を訪問し、体験プログラム等を通して、異なる生活環境の中で育つ両地域の子供たちが交流を図る。	28人	28人	A	北海道網走郡津別町を訪れ、津別町青少年との合同体験活動等を実施。生活環境の異なる地域の青少年と、ホームステイや様々な体験活動を通じて、相互理解と地域間交流を推進した。
(1)1	集団野外活動の体験によりたくましい青少年を育成する。	第58回船橋市青少年キャンプ	7月28～30日	「山梨県立八ヶ岳少年自然の家」にて、市内小中学生を対象に、野外炊飯・キャンプファイヤー等を実施し、団体生活の規律と連帯意識の高揚等を図る。	90人	83人	A	今年度は「山梨県立八ヶ岳少年自然の家」において実施。子供たちはキャンプファイヤー、飯ごう炊飯などを通して仲間の大切さや自然の素晴らしさを体験した。
(2)1	野外活動をとおして家族や参加者同士の交流を図るとともに、船橋市立大神保青少年キャンプ場の利用促進を図る。	青少年キャンプ場イベント	8月～1月	船橋市立大神保青少年キャンプ場にて、市内小学生を含む家族等を対象に、プレーパークやデイキャンプ等の様々な体験活動や工作教室等を実施する。	6事業 11回 400人	6事業 11回 437人	A	参加者からも大変好評であり、青少年の体験機会の提供、親子の絆を深める機会づくり、キャンプ場の利用促進という目的を達成することができた。
(4)2	各青少年団体の連帯促進・行政との連携強化を図る。	船橋市少年少女団体連絡協議会	年間	各青少年団体の連帯促進、育成を図るとともに、行政との連携を強化するために、船橋市少年少女団体連絡協議会を組織・運営する。	7団体	7団体	/	なし

令和6年度 青少年関係事業 実施計画書

青少年課

重点 目標	(1)1青少年の交流と体験活動を通じた仲間づくり (2)1健全な家庭生活と親子のふれあいの推進 (2)2家庭教育に関する事業の推進 (4)2家庭・地域・学 校等の連携手段の構築 (4)3青少年の居場所づくりの推進				
	目 的	実 施 事 業	実施時期	実 施 内 容	目標値
(1)1	青少年団体と一般参加の子供たちが交流し仲間づくりを図る。	第57回船橋市青少年交歓大会	5月12日	運動公園にて船橋市・船橋市教育委員会・船橋市少年少女団体連絡協議会・船橋市青少年相談員連絡協議会・船橋市国際親善の会で実行委員会を組織し、各団体の子供たちと一般参加の子供たちが一堂に会し、スポーツなどのイベントを通して交流を深める。	10,000人
(1)1	他の地域の青少年との交流を体験し、豊かで健全な心身を培う。	船橋市・津別町青少年交流事業	8月3～7日	船橋市を訪問した津別町の子供たちと船橋市の子供たちが、ホームステイや様々な体験プログラムを通して互いの友情と相互理解を深め、時代を担う青少年の健全育成に寄与する。	36人
(1)1	集団野外活動の体験によりたくましい青少年を育成する。	第59回船橋市青少年キャンプ	7月26～28日	「宇都宮市冒険活動センター」にて、市内小中学生を対象に、野外炊飯・キャンプファイヤー等を実施し、団体生活の規律と連帯意識の高揚等を図る。	84人
(2)1	野外活動をととして家族や参加者同士の交流を図るとともに、船橋市立大神保青少年キャンプ場の利用促進を図る。	青少年キャンプ場イベント	7月～1月	船橋市立大神保青少年キャンプ場にて、市内小学生を含む家族等を対象に、プレーパークやデイキャンプ等の様々な体験活動や工作教室等を実施する。	7事業13回 830人
(2)2	家庭教育上の悩みや問題を持つ保護者を対象として相談の場を設け、青少年の健全育成に寄与する。	家庭教育相談	年間	子育てや家庭教育に関する悩みや問題をもつ保護者等を対象に市内公民館等を会場にして月2回実施。また、電話による相談も随時受け付ける。相談内容によっては、関係機関等を紹介する。	なし
(4)2	各青少年団体の連帯促進・行政との連携強化を図る。	船橋市少年少女団体連絡協議会	年間	各青少年団体の連帯促進、育成支援を図るとともに、行政との連携を強化するために、船橋市少年少女団体連絡協議会を組織・運営する。	なし
(4)2	子どもたちが主体的に考え、学びに向かう力を育み、将来の夢や目標を持ち、自己肯定感を高めるきっかけとする。	ふなっこ未来大学	8月	近隣に理系の学部を持つ大学が複数存在するといった本市の特色を活かして、大学教授や大学生による専門分野に関する講座を実施し、わくわくするような体験機会を提供することにより、子どもたちが主体的に考え、学びに向かう力を育み、将来の夢や目標を持ち、自己肯定感を高めるきっかけとする。	定員100%
(4)3	学校や地域団体等と連携・協力して休日の居場所を提供し、青少年の健全育成に努める。	ハッピーサタデー	年間	「地域の子供は地域で育てる」という観点から県の少年の日を「ハッピーサタデー」として、各公民館において地域団体等と連携を図り、様々な事業を行う。	75,000人

令和5年度 青少年関係事業実績報告書

船橋市少年少女団体連絡協議会

重点 目標	(1)1 青少年の交流と体験活動を通じた仲間づくり		
	実 施 事 業	実 施 時 期	実 施 内 容 及 び 効 果
(1)1	第56回船橋市少年少女交歓大会	10月29日	船橋市運動公園にて、運動公園にて船橋市・船橋市教育委員会・船橋市青少年相談員連絡協議会・国際親善の会と当会で実行委員会を組織し、〇×クイズ、リアル野球盤、だるま落とし、軽スポーツ、体力測定などを行い、青少年の交流を深めることができた。 延べ参加人数：5,036人
(1)1	船橋市・津別町青少年交流事業	8月6～9日	船橋市教育委員会との共催により、船橋市の子供たちが津別町を訪問し、体験プログラム等を通して、異なる生活環境の中で育つ両地域の子供たちが交流を図った。 参加人数：28人

令和6年度 青少年関係事業 実施計画書

船橋市少年少女団体連絡協議会

重点 目標	(1)1 青少年の交流と体験活動を通じた仲間づくり		
	実 施 事 業	実 施 時 期	実 施 内 容
(1)1	第57回船橋市少年少女交歓大会	5月12日	運動公園にて船橋市・船橋市教育委員会・船橋市青少年相談員連絡協議会・国際親善の会と当会で実行委員会を組織し、当会の子供たちと一般参加の子供たちが一堂に会し、スポーツなどのイベントを通して交流を深める。
(1)1	津別町青少年交流事業	8月3～7日	船橋市教育委員会との共催により、津別町の子供たちが船橋市を訪問し、体験プログラム等を通して、異なる生活環境の中で育つ両地域の子供たちが交流を図る。

令和7年度青少年関係事業実施計画・令和6年度実績報告書

〇〇課

団体概要(所掌事務等)

・青少年教育に関すること ・青少年キャンプ場に関すること ・青少年会館及び少年自然の家に関すること ・青少年問題に関すること

所管施設等

青少年会館・船橋市立大神保青少年キャンプ場・船橋市立一宮少年自然の家（指定管理）
--

重点 目標	(1)1青少年の交流と体験活動を通した仲間づくり (2)2家庭教育に関する事業の推進 (5)1青少年関係機関・団体への支援							
	事業名称	事業目的	実施時期 または回数	事業内容	実績値	実績評価	今後の見込	目標値
(1)1	船橋市青少年少女交歓大会	青少年団体と一般参加の子供たちが交流し仲間づくりを図る。	5月	運動公園にて船橋市・船橋市教育委員会・船橋市少年少女団体連絡協議会・船橋市青少年相談員連絡協議会・船橋市国際親善の会で実行委員会を組織し、各団体の子供たちと一般参加の子供たちが一堂に会し、スポーツなどのイベントを通して交流を深める。	5,036人	C	縮小	10,000人
(1)1	船橋市・津別町青少年交流事業	他の地域の青少年との交流を体験し、豊かで健全な心身を培う。	年間	船橋市の子供たちが津別町を訪問し、体験プログラム等を通して、異なる生活環境の中で育つ両地域の子供たちが交流を図る。	28人	A	拡大・拡充	28人
(2)1	青少年キャンプ場イベント	野外活動を通して家族や参加者同士の交流を図るとともに船橋市立大神保青少年キャンプ場の利用促進を図る。	3回	船橋市立大神保青少年キャンプ場にて、市内小学生を含む家族等を対象に、プレーパークやデイキャンプ等の様々な体験活動や工作教室等を実施する。	6事業・11回・437人	D	廃止	6事業11回 400人
(5)1	各種団体健全育成補助金交付事業	地域で様々な体験活動ができるよう各種団体を支援する。	10回以上	市内青少年団体をはじめ各種団体が行う健全育成事業に対し補助金を交付する。	(青少年団体7団体・青少年育成団体3団体・青少年育成会40団体)	新規	継続	65団体

様式サンプル ※記載内容は便宜上のものであり、実際の事業内容や今後の事業見込を示すものではありません。

令和7年度青少年関係事業実施計画・令和6年度実績報告書

〇〇団体

団体概要(所掌事務等)

・千葉県や船橋市が主催する事業への協力 ・自治会・町会、各青少年団体等が各地域で行う様々な事業・活動を通じた青少年の健全育成

重点 目標	(1)1青少年の交流と体験活動を通じた仲間づくり (2)1健全な家庭生活と親子のふれあいの推進 (5)1青少年関係機関・団体への支援				
	事業名称	実施時期 または回数	事業内容及び効果	実績値	今後の見込
(1)1	船橋市青少年キャンプ	7月	「宇都宮市冒険活動センター」にて市内小中学生を対象に、野外炊飯・キャンプファイヤー等を実施し、団体生活の規律と連帯意識の高揚等を図る。	116人（青少年83人、指導者33人）	縮小
(1)1	船橋市少年少女交歓大会	年間	船橋市・船橋市教育委員会・船橋市少年少女団体連絡協議会と当会で実行委員会を組織し、一般参加の子供たちが一堂に会し、スポーツなどのイベントを通じて交流を深める。	152人（青少年140人、指導者12人）	拡大・拡充
(2)1	船橋市青少年のつどい大会	4回	市内の小学生を対象にスポーツ大会を実施する。	115人（青少年64人、指導者51人）	廃止
(5)1	葛南地区青少年つどい大会	10回以上	船橋市・市川市・習志野市・八千代市・浦安市の5市の青少年相談員が、八千代市を会場に青少年を対象としたスポーツ大会を実施する。	149人（青少年79人、指導者70人）	継続

様式サンプル ※記載内容は便宜上のものであり、実際の事業や実績評価・今後の事業見込・目標値を示すものではありません。

令和7年度青少年関係事業実施計画・令和6年度実績報告書

各公民館

団体概要(所掌事務等)

- (1) 定期講座の開設に関すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催に関すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 体育、レクリエーション等に関する集会の開催に関すること。
- (5) 各種の団体、機関等の連絡に関すること。
- (6) 施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。
- (7) 施設の管理に関すること。
- (8) 施設及び附属設備の使用料徴収に関すること。
- (9) 広域的に実施する事業に関すること(基幹公民館(船橋市公民館条例(昭和49年船橋市条例第29号。以下「公民館条例」という。)別表第3の左欄に掲げる公民館をいう。以下同じ。)に限る。))。
- (10) 所管の地区公民館(公民館条例別表第3の右欄に掲げる公民館をいう。以下同じ。)の事業の支援及び助言に関すること(基幹公民館に限る。))。
- (11) 所管の地区公民館の庶務に関すること(基幹公民館に限る。))。
- (12) 公民館業務全体の企画及び運営方針に関すること(中央公民館(公民館条例第2条第2項に規定する船橋市中央公民館をいう。)に限る。))

〇〇公民館

重点目標	(1)1青少年の交流と体験活動を通した仲間づくり (2)2家庭教育に関する事業の推進						
	事業名称	実施時期 または回数	事業内容	実績値	実績評価	今後の見込	目標値
(1)1	青年教室「若草の会」	3月	知的障害を持つ青少年を対象に、スポーツ大会、カラオケ大会、趣味講座等を実施し、障害者同士の交流と社会的自立への支援をする。	5回	B	縮小	9回
(1)1	こどもまつり	年間	遊びやゲームなど、体験活動を取り入れ、地域の子供たちの出会いと交流の場とする。	なし	新規	廃止	なし
(1)1	夏休みキッズダンス教室	3回	ダンスを通じ子供たちの情操を豊かにし、健やかな育成を図る。	3回 20人	C	拡大・拡充	3回 20人
(2)2	就学時健診等における子育て学習	10回以上	小学校の就学時健診の際に、子供の成長発達への理解や生活習慣の大切さなど、家庭教育を見直す学習機会として、家庭教育の充実を図る。	3回	新規	継続	3回
(2)2	中央公民館本館家庭教育セミナー	年間	「親子のコミュニケーション」をテーマに、ロールプレイを通した参加者同士の体験的な学びを支援し、実践的な知識を身につける。	3回	B	拡大・拡充	3回

様式サンプル ※記載内容は便宜上のものであり、実際の事業や実績評価・今後の事業見込・目標値を示すものではありません。

令和7年度青少年関係事業計画・令和6年度実績報告書
(ハッピーサタデー事業のみ抽出)

各公民館

重点目標		(4)3青少年の居場所づくりの推進			
公民館名称	実施内容	実績値	実績評価	今後の見込	目標値
中央公民館	毎月第3土曜日を「ハッピーサタデー」とし、子供たちの豊かな心や健全な精神を培う。	12回	A	拡大・拡充	12回
西部公民館	工作、スポーツ雪合戦、ダンス体験、バレンタインクッキング等	11回	A	継続	11回
東部公民館	軽スポーツフェア・夏まつり・工作・バスハイク・こどもエコ教室・子ども春まつり等を実施する。	10回	B	縮小	10回
北部公民館	子どもエコ教室等	11回	C	廃止	11回
二和公民館	体育レクリエーション、菓子作り、工作教室、他。	12回	D	継続	12回
三田公民館	子どもフラワーアレンジメント教室～季節を楽しむ春のアレンジ～、遊びながら楽しく遊ぼう！楽しいゲームとロープワーク、軽スポーツで楽しく遊ぼう！室内雪合戦、夏のおたのしみ会、夏休み！子どものための映画とお楽しみの会、職業研究講座 夏休みに楽しく学ぼう！看護師のお仕事、軽スポーツで楽しく遊ぼう！紙サッカー、親子理科実験教室、＜秋のお楽しみ会＞ファミリーコンサート、子どもフラワーアレンジメント教室～季節を楽しむクリスマスのアレンジ～、お正月遊びと紙ヒコーキを楽しもう！、三田公民館子どもまつり、親子で学ぶ！こども航空教室	16回	A	拡大・拡充	16回
法典公民館	地域の団体と連携して、SDGs体験学習や自然体験などを実施。	10回	C	継続	10回
夏見公民館	子供たちがスポーツや文化活動に参加し、豊かな心や健全な精神を養うとともに居場所づくりとして実施。	10回	B	縮小	10回
海老が作公民館	地域の青少年関係団体等と連携して、子供たちにスポーツや製作などの体験機会を提供する。	10回	D	拡大・拡充	10回
高根公民館	子ども卓球教室・多文化を学ぼう・南極くらぶ・こども電気工作教室・ダブルダッチに挑戦しよう！・レザークラフトをやってみよう・スラックライン体験など。	1,500人	C	拡大・拡充	1,500人
小室公民館	ゲーム・遊び・工作など。	100人	新規	拡大・拡充	100人
浜町公民館	ボッチャ、親子でシネマ、夏祭り他	12回	C	継続	12回
習志野台公民館	軽スポーツ、コンサート、映画会、防災、工作など	11回	B	縮小	11回